

私学共済制度の加入者のみなさまへ

月満ちるほどに 積み上がる安心

～賢いリスク分散には

年利0.5%のこの貯金～



申込
受付

令和8年度 積立貯金 後期募集

9月28日(月)～10月23日(金) 事業団必着

(11月の給与・冬期賞与から積立開始、12月10日(木)払込期限日)

※学内の提出締切日は私学共済事務担当者に確認してください。

新規加入

積立金額の変更

積立中断の復活

※次回前期申出期間は令和9年4月26日(月)～5月25日(火)です。

積立貯金ってどんな制度？

加入対象者

私学共済制度の加入者(種別が乙3、丙3、丙6の後期高齢者医療制度加入者及び任意継続加入者を除く)が対象です。家族名義での加入はできません。

積立方法

積立金は、毎月の給与から積み立てる定時積立金と、賞与から積み立てる臨時積立金があります。積立金額は1,000円の整数倍です。

給与・賞与の範囲内であれば上限はありません。

●**定時積立金**・・・払込期限日は給与支給月の翌月の10日(土・日及び祝祭日の場合は前日)です。

定時積立金額を0円にすることはできません。

●**臨時積立金**・・・積立額は、春期・夏期・冬期それぞれ希望の金額で積み立てができます。

臨時積立金だけの積み立てはできません。

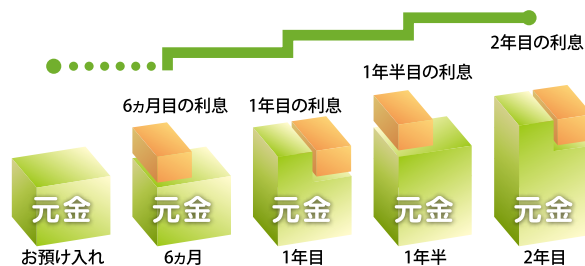
払込期限日は下記のとおりです。(土・日及び祝祭日の場合は前日)

春 期 4月10日

夏 期 7月10日又は8月10日

冬 期 12月10日又は1月10日

半年複利



半年複利

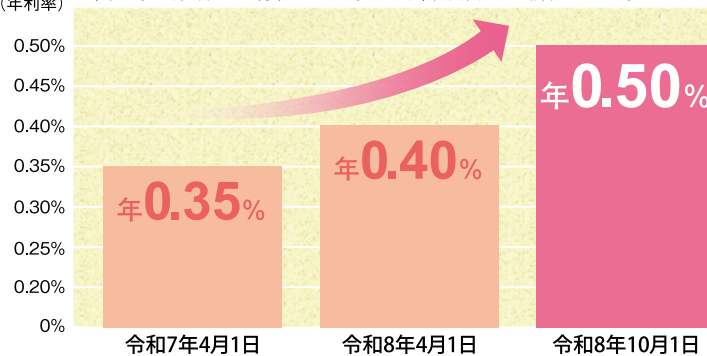
毎年3月31日及び9月30日現在の利息を4月1日及び10月1日に元金へ組み入れます。

半年ごとに6か月分の利息(税引後)が元金に組み入れられます！

積立金の利率

(年利率) ※令和8年10月1日からの利率となります。なお、今後変更となる場合があります。

(令和8年7月現在)



貯める力で
貯金目標も
あっという間だね



積み立ての 変更・復活・中断

積立金額の変更(定時積立金額を0円にすることはできません)、復活・中断は所定の用紙により期日までに提出してください。

●**変更・復活**・・・年2回の申出期間内(前期6月給与・夏期賞与から適用)(後期11月給与・冬期賞与から適用)

●**中断**・・・・・・随時、毎月25日まで(土・日及び祝祭日の場合は前日)(翌々月払込期限日から適用)

※学校法人等の提出締め切り日は、私学共済事務担当者に確認してください。

積立金の 一部払い戻し・解約

毎月1回20日(土・日及び祝祭日の場合はその翌日)に一部払い戻し、解約をすることができます。その際、手数料がかかったり、利率が下がることはありません。払戻金等は学校法人等の受取口座に送金します。払戻金額は原則、毎月学校法人等に送付している「積立貯金残高明細書」の範囲内となりますので、学校法人等の私学共済事務担当者に確認してください。

※学校法人等の提出締め切り日は、私学共済事務担当者に確認してください。

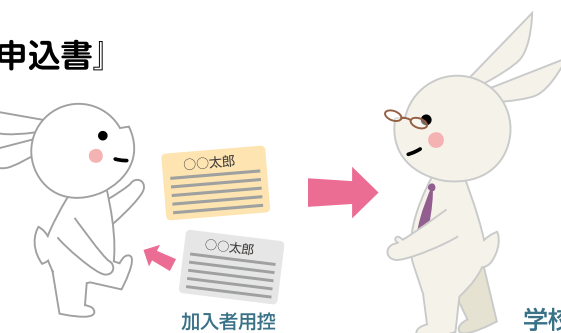
積立貯金 積立の流れ

加入申込みの 注意点

- ✳ 加入時登録された印鑑は払い戻し、解約、変更等今後の手続きに必要となりますので
1か所に鮮明に押印のうえ、加入者本人控は大切に保管してください。
- ✳ ネーム印(スタンプ印)での取り扱いはできません。
- ✳ 消せるボールペンは使用しないでください。

『貯金加入申込書』

積立貯金に加入します。
どの印鑑を押印したか確認
するためにも、加入者用の
控えをしっかりと取っておか
ないかね！

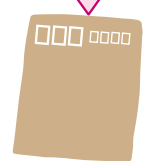


学校法人等控はこちらでしっかり
保管しておきます！
お問い合わせは担当者まで！



学校法人等の私学共済事務担当者

10月23日(金)
必着



私学事業団私書箱へ送付

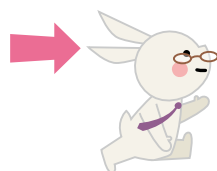
11月中旬

『積立金の通知』



専用
振込用紙

11月給与分



金融機関



送金

12月10日(木)払込期限日

私学事業団

12月

積立開始

11日

払込期限日の翌日に積立開始になります。

半年に一度 封筒をあけたその日が ちょっといい日に



積立貯金事業における積立金の運用

私学事業団では、万一の金融機関の破綻に備え、積立貯金事業の積立金の運用にあたっては、文部科学大臣の指定する有価証券である日本国債、政府保証債、地方債又は財投機関債等の安全性の高い金融商品による運用を実施し、引き続き安心してご利用いただける内容としております。

また、適宜信用格付け等を確認することにより、積立金が損なわれないよう管理に努めます。

積立貯金事業における個人情報の取り扱い

私学事業団では、個人情報の保護に関する法律に基づき、積立貯金事業の事務手続きに使用するために、学校法人等を経て貯金者の個人情報を取り扱います。

なお、積立貯金事業にかかる利息計算その他必要な事務を行うため、信託銀行と協定を締結して業務委託しております。

利子所得及び少額貯蓄非課税制度について

原則として一律20%課税(平成25年1月以降は復興特別所得税と合わせて20.315%課税)。障害者・母子家庭*及び遺族年金等受給者の方は、所定の手続きをすることにより、他の金融機関と合わせて元金350万円を限度として「少額貯蓄非課税制度(マル優)」の適用が受けられます。

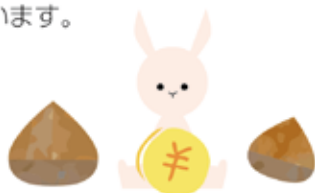
マル優の適用を希望する場合は、学校法人等の私学共済事務担当者を経由して私学事業団福祉部貯金・貸付課貯金係に非課税貯蓄申告書等を提出してください。

*児童扶養手当証書をお持ちの方

積立貯金におけるマイナンバーの取り扱い

平成28年1月からマル優の適用を受けるための非課税貯蓄申告書等にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。平成28年1月以前にマル優の適用を受けている場合は、非課税関係書類の提出が必要となったときに、個人番号を記入し申告していただきます。また、マル優の適用者以外の貯金者は、現在のところ個人番号の申告は不要です。

なお、私学事業団では「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報を取り扱います。



**積立貯金の事務は学校法人等を経由して行っています。
加入者はお勤め先の私学共済事務担当者に、
私学共済事務担当者は私学事業団にお問い合わせください。**



日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 TEL 03(3813)5321(代)

**書類の
提出先**

〒101-8709 日本郵便(株)神田郵便局私書箱第103号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部 貯金係

ご不明点がある場合は、私学共済ホームページ

[福祉事業 ▶ 積立貯金 ▶ 積立貯金にかかるQ&A]をご覧ください。

